

「私が県警本部警務課等に捜査申入れ等した記録」の非開示決定に係る審査請求に対する裁決

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長が、「私が県警本部警務課等に捜査申入れ等した記録」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した非開示決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、栃木県警察本部長に対し、平成15年11月10日付けで、「私が県警本部警務課等に捜査申入れ等した記録」について、開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対して栃木県警察本部長が平成15年11月25日付けで栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき行った非開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消し及び公文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、開示決定等理由説明書に対する意見書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。なお、審査請求人に口頭意見陳述の意向を確認したところ、口頭意見陳述の機会は求めない旨、審査請求人から口頭で回答があった。

ア 当局（県警捜査二課、矢板署）に再三の捜査依頼をしたことについて審査請求人は押印による録取書を確認しておらず、捜査に着手したかどうか分からない。

イ 刑事案件を県警が放置したことにより生じた被害は、適時に対応していれば（捜査着手していれば）拡大していなかったと思われる。

ウ 捜査依頼した案件について開示された資料を基に告訴手続きをする。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び公文書の存否を含めた事情説明における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 公文書開示請求書の記載内容

本件請求に係る公文書開示請求書の記載内容をもて、具体的請求内容について判然としなかったことから、電話により審査請求人に確認したところ、「私が警察本部及

び矢板警察署に面会及び電話で捜査申し入れ等したことがわかる記録」である旨の回答があったものである。

## 2 個人情報の取扱い

条例第7条第2号の非開示情報に該当するかどうかは、請求者のいかに問わず判断するものであって、個人に関する情報を当該個人が開示請求した場合であっても開示することはできないと解釈されている。

## 3 存否応答拒否の適用

本件請求のように、個人を特定して、当該個人が行った行為の開示請求が行われた場合は、仮に、当該文書の有無を前提として非開示決定をすると、当該個人が、警察本部又は矢板警察署に捜査申し入れをしたことが明らかとなり、また、当該文書は存在しないと回答すると、当該個人が警察本部又は矢板警察署に捜査申し入れをしていないことが判明する結果となって、当該文書を開示したときと同様に、非開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがあるところから、条例第10条を適用して当該開示請求を拒否したものである。

## 第4 審査会の判断理由

### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求の対象とされた公文書の性格について

本件請求は、審査請求人が警察本部及び矢板警察署に面会及び電話で捜査申し入れ等したことがわかる記録の開示を求めるものであり、請求内容において審査請求人に関するものと特定されている。したがって、本件請求の対象とされた公文書について、当該文書の存否を答えるだけで、審査請求人が県警本部等に捜査申し入れ等したか否かの事実を答えたことと同様な結果になると認められる。

### 3 具体的な判断

#### (1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を

害するおそれがあるものについては、同号イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報として規定している。

審査請求人が警察本部等に捜査申入れ等したか否かは、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものであり、また、同号イ、ロ又はハには該当しないものであると認められる。

#### (2) 自己情報について

本件請求は、審査請求人が自己情報について開示請求したものである。

条例第7条は、その本文において、「次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と規定し、同条各号に該当する情報は、原則として、実施機関の裁量の余地なく非開示とされる。

したがって、当審査会としては、同条第2号の個人に関する情報に該当するか否かは、原則として、請求者が本人であるか否かを問わず判断すべきであり、本件請求については、自己情報の開示請求であることのみをもって、例外的措置を講じる必要は認められないと考える。

#### (3) 公文書の存否応答拒否について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

本件請求の対象とされた公文書については、その存否を明らかにするだけで、上記(1)で述べた条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した非開示決定は妥当であると認められる。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 5 附帯意見

情報公開条例においては、自己情報であっても開示することができないのが原則であるので、当審査会としては、本件請求に対し上記のとおり判断したところである。

しかし、自己情報の開示については、本来、栃木県個人情報保護条例の中の開示制度で対応されるべきものであると考えられる。本県では、同条例が、平成13年10月1日から施行されているが、公安委員会及び警察本部長は、現在、当該条例の実施機関とはなっていない。当審査会としては、できるだけ早期に、警察本部長らが個人情報保護条例の実施機関に加わることを望むものである。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 1月30日	・ 諮問
平成16年 2月18日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成16年 3月25日 ( 第165回審査会 )	・ 審議 ( 経過等説明 )
平成16年 4月22日 ( 第166回審査会 )	・ 審議
平成16年 5月20日 ( 第167回審査会 )	・ 実施機関の職員からの事情説明 ・ 審議
平成16年 6月10日 ( 第168回審査会 )	・ 審議
平成16年 7月15日 ( 第169回審査会 )	・ 審議
平成16年 8月17日 ( 第170回審査会 )	・ 審議
平成16年 9月 9日 ( 第171回審査会 )	・ 審議

### 栃木県情報公開審査会委員名簿

( 五十音順 )

氏 名	職 業	備 考
早乙女 哲	下野新聞社取締役	
佐 藤 千鶴子	公認会計士	
菅 俣 博	( 社 ) 栃木県商工会議所連合会専務理事	会長職務代理者
田 島 二三夫	弁護士	
中 村 清	宇都宮大学教授	会長